

令和6年度第13回

三種町農業委員会総会議事録

会期:令和7年3月10日

会 議 録

三種町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年3月10日(月) 午後1時30分から午後2時30分

2. 開催場所 三種町農政庁舎会議室

3. 出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	渡部 整悦	12	近藤 幸生
2	珍田 宇臣	13	小玉 幹夫
3	檜森 茂樹	14	田中 武晴
4	柴田 千津子	15	工藤 朝鋭
5		16	金子 英樹
6	関 昇誠	17	門間 一
7	三浦 英樹	18	田村 公恵
8	嶋田 悟	19	佐藤 久男
9	川上 義英	20	
10	近藤 勘一	21	高松 薫
11	佐々木 亨	22	豊田 實

4. 欠席委員 5番 相澤 光博
20番 児玉 校也

5. 欠番委員 ー

6. 事務局職員 事務局長 見上 貢
主任 渡邊 唯
専門員 寺沢 梶人

7. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 農業委員会事務報告について

日程第4 議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請(所有権移転)について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請(賃借権設定)について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請(使用貸借権設定)について

議案第4号 農用地利用集積計画の決定(所有権移転)について

議案第5号 農用地利用集積計画の決定(利用権設定)について

議案第6号 農用地利用集積等促進計画の決定(利用権設定)について

日程第5 協議案件

協議第1号 農用地利用集積等促進計画(所有権移転)(案)に対する意見聴取について

協議第2号 農用地利用集積等促進計画(利用権設定)(案)に対する意見聴取について

協議第3号 農用地利用集積等促進計画(利用権移転)(案)に対する意見聴取について

協議第4号 三種町農作業等参考料金について

日程第6 報告事項

報告第1号 農地法第18条第1項第2号に該当する合意解約及び使用貸借の解約について

報告第2号 農地転用の制限の例外(農地法施行規則第29条第1項)届について

報告第3号 町外農地の権利移動について

報告第4号 あっせん譲受等候補者名簿への登載について

8. 会議概要

事務局長	お疲れ様です。 ただいまから令和6年度 第13回 三種町農業委員会総会を開催します。 開会にあたりまして、会長からごあいさつをお願いします。
会長	(会長あいさつ)
事務局長	これより議事に入りますが、会議の進行は、三種町農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長が議長」となることとなっておりますので、よろしくお願いします。
議長	それでは、会議の進行にご協力下さいますよう よろしく申し上げます。 ただ今の出席委員は、20名であります。 三種町農業委員会会議規則第6条により、定足数に達しておりますので、これより「令和6年度 第13回 三種町農業委員会総会」を開会いたします。
議長	それでは、議事に入ります。 日程第1、「議事録署名委員」の指名を行います。
議長	議事録署名委員は、三種町農業委員会会議規則第13条により、 19番 佐藤 久男 委員、21番 高松 薫 委員の両名をお願いします。
議長	日程第2、「会期の決定について」お諮りします。 本日ご審議いただく議案は、先に通知しております、「農地法第3条の規定による、許可申請(所有権移転)について」他、5件。 協議案件は、「農用地利用集積等促進計画(所有権移転)(案)に対する意見聴取について」他、3件。 報告事項は、「農地法第18条第1項第2号に該当する合意解約及び使用貸借の解約について」、他、3件となっておりますが、会期は本日1日限りとして、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議長	異議ないようですので、会期を本日1日限りといたします。
議長	日程第3、「農業委員会事務報告について」は、後で確認してください。
議長	日程第4、「議案審議」については、事前に資料を配付しております。
議長	それでは、議案第1号の質疑を受け付けます。

議長	議案第1号について、ご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。
関委員	1番についてです。場所は川尻町営住宅、昔の鵜川中学校の裏側の所となっています。■■■■さんの希望で田を持ってくれないかということで、■■■■さんが了承したことで話がまとまりました。ここは無償となっています。基盤整備がされておらず条件が悪く、現在は息子が主にやっておりますが、トラクターをやっとかけたものの、コンバインはなかなか入れない所です。後継者もおりますのでご承認願います。
議長	他にありませんか。
田中委員	2番について補足します。場所は飯塚部落の■■■■から羽立方面へ行った集落の切れ目の左側の沢です。■■■■さんの話では、近所の方が自己保全管理されていたが、■■■■さんの農地が隣接しているので、自分で手をかけようということで持つことにしたそうです。ただ、ここは水が来ない場所で、田としての価値はないように思え、本人も田でなく畑として利用しようと思っているようです。周囲への影響も考えづらいのでご審議よろしく願います。
議長	なければ質疑なしと認め、採決をいたします。
議長	議案第1号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。
議長	挙手多数と認め、議案第1号は、原案のとおり決定します。
議長	続いて、議案第2号の質疑を受け付けます。 議案第2号について、ご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。
門間委員	1番について補足します。■■■■さんが体調不良でして、隣地の■■■■さんにやってもらいたいという話になりました。問題ないと思います。よろしく願います。
議長	他にありませんか。
議長	なければ質疑なしと認め、採決をいたします。
議長	議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。
議長	挙手多数と認め、議案第2号は、原案のとおり決定します。
議長	続いて、議案第3号の質疑を受け付けます。 議案第3号について、ご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。

檜森委員	現地確認したところ、砂崎と中台は、耕作不便で作付されておりませんでした。堂前のほうは私が作付している土地の隣で、作付や手入れ等はされております。家族で取り組むということなので、差し支えないと思います。
議長	他にありませんか。
議長	なければ質疑なしと認め、採決をいたします。
議長	議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。
議長	挙手多数と認め、議案第3号は、原案のとおり決定します。
議長	続いて、議案第4号の質疑を受け付けます。 議案第4号について、ご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。
関委員	1号議案と同じ方です。単価が20万円で安いのではないかという話をしたら、相手が20万円でいいという話でまとまったようです。よろしくお願いします。
議長	なければ質疑なしと認め、採決をいたします。
議長	議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。
議長	挙手多数と認め、議案第4号は、原案のとおり決定します。
議長	続いて、議案第5号の審議に入る前に、1番から28番までについては、 委員、委員、委員、委員、委員、委員、委員、委員、の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく、議事参与の制限」により、当該案件の議事開始から終了まで、関係委員の退席をお願いします。 (※ 委員、委員、委員、委員、委員、委員の退席) (退席後)
議長	それでは、議案第5号の1番から28番までの質疑を受け付けます。
議長	議案第5号の1番から28番までについて、ご質問又はご確認等がありましたら、挙手願います。

議長	なければ質疑なしと認め、採決をいたします。
議長	議案第5号の1番から28番までについて、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。
議長	挙手多数と認め、議案第5号の1番から28番までは、原案のとおり決定します。
議長	それでは、退席委員の入室を許可します。 (退席委員の着席)
議長	ただいま退席された委員の皆さん、議案第5号の1番から28番までの案件については、「異議なし」ということで承認されましたので、報告します。
議長	続いて、議案第5号の29番から174番までの質疑を受け付けます。 議案第5号の29番から174番までについて、ご質問又はご確認等がありましたら、挙手願います。
議長	なければ質疑なしと認め、採決をいたします。
議長	議案第5号の29番から174番までについて、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。
議長	挙手多数と認め、議案第5号の29番から174番までは、原案のとおり決定します。
議長	続いて、議案第6号の審議に入る前に、1番から3番までについては、 委員と、 委員、 委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく、議事参与の制限」により、当該案件の議事開始から終了まで、 委員と 委員、 委員の退席をお願いします。 (※ 委員、 委員、 委員の3名退席) (退席後)
議長	それでは、議案第6号の1番から3番までの質疑を受け付けます。
議長	議案第6号の1番から3番までについて、ご質問又はご確認等がありましたら、挙手願います。

議長	なければ質疑なしと認め、採決をいたします。
議長	議案第6号の1番から3番までについて、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。
議長	挙手多数と認め、議案第6号の1番から3番までは、原案のとおり決定します。
議長	それでは、退席委員の入室を許可します。 (退席委員の着席)
議長	■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員、ただいまの議案第6号の1番と3番までの案件については、「異議なし」ということで承認されましたので、報告します。
議長	続いて、議案第6号の4番から38番までの質疑を受け付けます。 議案第6号の4番から38番までについて、ご質問又はご確認等がありましたら、挙手願います。
議長	なければ質疑なしと認め、採決をいたします。
議長	議案第6号の4番から38番までについて、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。
議長	挙手多数と認め、議案第6号の4番から38番までは、原案のとおり決定します。
議長	続いて、日程第5、協議案件第1号の「農用地利用集積等促進計画(所有権移転)(案)」に対する意見聴取について」を議題とします。
議長	事務局の説明をお願いします。
事務局	(協議案件について説明)
議長	ただいまの事務局からの説明について、ご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。
議長	なければ質疑なしと認め、採決をいたします。 協議案件第1号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

議長	挙手多数と認め、協議案件第1号は、原案のとおり承認決定します。 続いて、協議案件第2号の「農用地利用集積等促進計画(利用権設定)(案)に対する意見聴取について」を議題とします。
議長	事務局の説明をお願いします。
事務局	(協議案件について説明)
議長	ただいまの事務局からの説明について、ご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。
議長	なければ質疑なしと認め、採決をいたします。
議長	協議案件第2号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。
議長	挙手多数と認め、協議案件第2号は、原案のとおり承認決定します。
議長	続いて、協議案件第3号の「農用地利用集積等促進計画(利用権移転)(案)に対する意見聴取について」を議題とします。
議長	事務局の説明をお願いします。
事務局	(協議案件について説明)
議長	ただいまの事務局からの説明について、ご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。
議長	なければ質疑なしと認め、採決をいたします。
議長	協議案件第3号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。
議長	挙手多数と認め、協議案件第3号は、原案のとおり承認決定します。
議長	続いて、協議案件第4号の「三種町農作業等参考料金」についてを議題とします。
議長	事務局の説明をお願いします。

事務局	(協議案件について説明)
議長	ただいまの事務局からの説明について、ご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。
議長	なければ質疑なしと認め、採決をいたします。
議長	協議案件第4号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。
議長	挙手多数と認め、協議案件第4号は、原案のとおり承認決定します。
議長	日程第6、「報告事項」については、事前に資料を配付しておりますが、なにかご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。
議長	無いようですので、「その他」に入ります。
議長	事務局並びに委員の皆様から、何かご意見等ございませんか。
議長	ほかに無いようなので、次回の総会の開催について、令和7年度第1回総会は、4月10日(木)、午後3時30分からとして、よろしいでしょうか。
	(「異議なし」の声)
議長	それでは、次回の総会は、4月10日(木)午後3時30分とします。
議長	以上をもちまして、令和6年度 第13回 三種町農業委員会総会を閉会します。ご苦勞様でした。

令和7年3月10日

三種町農業委員会議長

議事録署名委員 19番

議事録署名委員 21番
